

事務連絡

令和4年11月14日

各都道府県・市町村保育主管課

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課

各都道府県私立学校主管課

附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く 御中

国立大学法人担当課

各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

厚生労働省子ども家庭局保育課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

こどもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について

平素より学校や児童福祉施設の安全管理について、御理解・御尽力を頂き有難うございます。

さて、静岡県牧之原市において発生した大変痛ましい事故を受け、国においては、10月12日に緊急対策をとりまとめ、その着実な推進を図っているとともに、各都道府県・市町村担当課等において、バス送迎に当たっての安全管理に関する実地調査を実施いただくなどしているところ です。

ところが、こども自身のSOSや学級担任の適切な対応等により大事には至らなかったものの、繰り返し同様の送迎用バスにおける置き去り事案が起きています。また、11月12日には、大阪府岸和田市において、保育所を利用する保護者の車に置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生しましたが、当該保育所では当該こどもの出欠状況に関する保護者への確認が漏れていました。こうした事態が生じていることは、極めて遺憾です。

ついては、下記について、各主管課において、現在行っている実地調査を含め、様々な機会を捉えて改めて別表の各施設に対し、周知徹底を図るようよろしくお願いします。

記

- 1 こどもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報については、バスによる送迎を行うこどもかどう かにかかわらず、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について（再周知）」（令和4年9月6日付け事務連絡）等でもお示しして

いるとおり、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底していただきたいこと。
なお、参考２のとおり、11月8日に閣議決定された令和4年度第2次補正予算案において、こどもの登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するための登園管理システムの導入支援を含む「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進のための所要の経費を計上している。予算が成立した際には、積極적으로ご活用いただきたいこと。

- 2 10月12日に発出した「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」においても、「同乗職員は、バスから降りたこどもの数を数え、全員が降りたことを確認した」かどうかを含むチェックシートや、「送迎用バスの運行を外部業者に委託している場合は、園で運行する場合と同様の安全管理体制を敷いているか確認している」ことを含めた「安全管理の体制づくり」などを含めて示しており、こうしたものを改めて確認し、安全管理を徹底いただきたいこと。
- 3 こどもの通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、こどもの乗降車の際に点呼等の方法により必ず所在を確認することについて、今後、関係府省令等を改正して法令上も義務付ける予定だが、こうしたことは法令の規定の有無にかかわらず、本来行われるべきものであり、改正前であっても徹底していただきたいこと。
- 4 送迎用の自動車を運行する場合は、今後、関係府省令等を改正して、当該自動車にブザーその他の車内のこどもの見落としを防止する装置を装備することを義務付ける予定だが、当該装備を備えていなくても、例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方にこどもの所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、こどもが降車した後に運転者等が車内の確認を怠ることがないようにするための措置を講じて、降車の際のこどもの所在確認について、徹底していただきたいこと。
- 5 けがなどの事故には至らなかったが、事故につながりかねない危険な状況、いわゆるヒヤリ・ハット事案が発生した場合には、施設内で事案の報告と改善策の共有を行い、事故の予防を図っていただきたいこと。また、他の施設で発生したいわゆるヒヤリ・ハット事案を知った場合も、自らの施設で同種の事案が発生しないか改めて施設内で議論するなど、事故防止につなげるよう努めていただきたいこと。
- 6 バス送迎以外についても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月）や「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）等を踏まえ、安全管理に遺漏のないよう適切に取り組まれないこと。

(別表)

周知先	担当主管課
域内の保育所（地域型保育事業、認可外保育施設を含む。）	各都道府県・市町村保育主管課
所管の幼稚園及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会	各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
所轄の私立幼稚園及び私立特別支援学校	各都道府県私立学校主管課
附属の幼稚園及び特別支援学校	附属幼稚園又は特別支援学校を置く国立大学法人担当課
域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園	各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

(参考1) 上記の資料

「こどものバス送迎・安全徹底プラン」や「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen_kanri.html	
「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月) https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html	
「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年2月) http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm	

(参考2) 緊急対策のうち「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進について

11月8日に閣議決定された令和4年度第2次補正予算案において、別添のとおり「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進のための所要の経費を計上しているので、留意いただきたいこと。なお、このうち「送迎用バスへの安全装置の導入支援」については、今後、国土交通省において策定する、安全装置の仕様に関するガイドラインに適合するものに対して支援を行う予定であること。

【問合せ先】

- 認可保育所及び地域型保育事業に関すること
厚生労働省子ども家庭局保育課 企画調整係
tel : 03-5253-1111 (内線 4852, 4854)
- 認可外保育施設に関すること
厚生労働省子ども家庭局総務課 少子化総合対策室指導係
tel : 03-5253-1111 (内線 4838)
- 幼稚園及び特別支援学校に関すること
文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
tel : 03-5253-4111 (内線 2695)
- 認定子ども園に関すること
内閣府子ども・子育て本部 参事官(認定子ども園担当) 付
tel : 03-5253-2111 (内線 38446, 38374)

＜内閣府・文部科学省・厚生労働省予算＞
令和4年度第2次補正予算（案）：234億円

1 事業の目的

- こどもの安全対策として、送迎用バスへの安全装置や登園管理システム、こどもの見守りタグ（GPS）の導入の支援などを行う。

2 事業の内容

【事業概要】

（1）送迎用バスへの安全装置の導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

ブザーやセンサーなど、車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置の装備等のための改修に必要な経費を支援

（2）登園管理システムの導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

幼児の登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するための登降園管理システムの導入に必要な経費を支援

（3）こどもの見守りタグ（GPS等）の導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

安全対策に資するGPS等を活用したこどもの見守りサービスなどの安全対策に資する機器等の導入に必要な経費を支援

（4）安全管理マニュアルの研修支援等（内閣府計上）

保育所、幼稚園、認定こども園等の職員に対する安全管理の研修の実施に必要な経費を支援するとともに、送迎用バスに装備する安全装置の推奨リストを作成

【対象施設】

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校